

境港市 事業承継支援補助金

境港市では、後継者不在の市内中小企業者が、第三者承継先を探すために、支援を受ける際の費用の一部を支援します！

■第三者承継とは

代表者の配偶者・3親等以内の親族または自社の役員・従業員以外の第三者へ事業を承継すること。

■専門事業者とは

金融機関、税理士事務所、会計事務所、法律事務所、M&A仲介事業者その他の事業承継に専門的な知識を有する事業者

対象者	境港市内に本社または本店となる事業所を有する 中小企業者 ※事業承継後も境港市内で事業が営まれ、雇用の継続が図られる予定 であること。 ※個人の場合は、あわせて境港市に住民登録があること。
対象事業	後継者不在の対象者が、自らの事業に係る第三者 承継先を探すため、専門事業者から必要な支援を 受けるための契約を締結する事業
対象経費	専門事業者に支払う着手金、手付金等の初期費用 ※成功報酬は対象外
補助金額	対象経費の1／2（上限50万円）
申請時期	専門事業者と契約を締結する14日前まで
利用可能 回数	・1年度につき1回まで ・令和3年10月1日以降、通算して2回まで

詳細については、下記までお問い合わせください。

境港市水産商工課 商工振興係

☎0859-47-1056 ✉suisan@city.sakaiminato.lg.jp

補助金交付の流れ

1 交付申請書の提出

- ・ 専門事業者と契約を締結する14日前までに提出してください。
- ・ 専門事業者との契約書案や見積書、直近の経営状況が分かる書類の添付が必要です。
- ・ 提出いただいた後、審査の上、交付決定通知書を交付します。



2 専門事業者との契約締結

- ・ 必ず、交付決定通知日以降に締結してください。



3 実績報告書の提出

- ・ 対象経費の支払いを完了した日から30日以内に提出してください。
- ・ 専門事業者との契約書の写しや領収書等の添付が必要です。
- ・ 提出いただいた後、審査の上、補助金の額を確定し、交付額確定通知書を交付します。



4 支払請求書の提出

- ・ 交付額確定通知書の写しを添付して提出してください。
- ・ 提出いただいた後、指定口座に振り込みます。



5 事業承継の状況報告書の提出

- ・ 実績報告書を提出した年度から起算して 5年間、毎年度の事業承継の状況について、翌年度の4月30日までに提出してください。